

発行 日本共産党南知多支部



連絡先
〒470-3321 南知多町
内海内塩田77-3
(南知多町議会議員)
内田 保
電話 0569-62-1816
携帯 090-2776-7529

# 内田たもつだより

内田たもつ ホームページ
http://uchida-tamotsu.jimdo.com



日本共産党発行
shin 赤旗
日刊 3497円
日曜版 930円

## よりよい南知多町海水浴条例を

南知多町では、海水浴場の諸問題を解決することを目的として、10条でできた海水浴条例案が提案され、すでに令和4年2月25日から3月10日(メールのみ17日)まで広くパブリックコメントの意見募集がされました。今後ホームページにもその項目と、担当課からの回答が掲載され、議会にも提案される予定です。4月14日には、町長と産業振興課と内海地区の議員は、今後の海水浴条例に関する意見交換会を実施しました。みなさんでよりよい県内初の海水浴条例にしていきましょう。ご意見をお寄せください。

### 汐湯治からはじまった

### 知多の海水浴場の歴史

南知多町では、内海・山海・篠島・日間賀島で海水浴場を大きく開いています。海水浴と言葉は、もともと治療のための湯治場(といじば)の汐湯治としてあったものから明治初年ごろから海水浴として始まったことが記述されています。

國木孝治氏(至誠館大)の大野(今の常滑市)の潮湯治の歴史研究があります。湯治場が「1881(明治14)年の夏、当時愛知県医学校(現名古屋大学医学部)の学校長兼病院院長であった後藤新平が、この地の潮湯治に注目し、現地を訪れ見分したことに始まる。なお、後藤はこの時、自ら千鳥ヶ浜(大野)の海浜に浴している」と書いています。

「後藤新平は、海水浴場の選定については主に、①潮の干満が大きく波の強い場所、②岩石が多くある場所で、海浜は細砂であること等が立地条件として挙げられており(後藤1882)、大野の潮湯治場は立地好適地と考えていた」としています。大野では、西暦1000年頃の平安時代からの記録もあり、1596年頃徳川2代将軍秀忠の弟福松の腫れ物を癒やしたとの記録もあります。その後、南知多町等にも広がり、師崎でも汐湯治が行われていた言われています。



### 「南知多町海水浴条例案」を

### みんなで考えましょう

例えば、条例案8条には左の禁止行為が示されています。各観光協会とも話し合いはなされて



内海海岸

### 南知多町海水浴条例案より8条(禁止条項)

- (1) たき火をし、又は気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気を熱源とする器具を使用すること。
- (2) 入れ墨その他これに類する外観を有するものを公然と公衆の目に触れさせることによって、他の者に不安を覚えさせ、他の者を畏怖させ、他の者を困惑させ、又は他の者に嫌悪を覚えさせることにより、当該他の者の海水浴場等の利用を妨げること。
- (3) 拡声機又は拡声装置(マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせ音又は音声を増幅できるよう構成された装置をいう)を使用して音又は音声を流すこと。ただし、規則で定める目的で使用する場合は、この限りでない。
- (4) ブイ、ロープその他これらに類するもの(以下「ブイ等」という)により示された遊泳区域(以下「遊泳区域」という)内にモーターボート、水上オートバイ、ヨット、サーフボード(山海海水浴場は除く)、ウィンドサーフィンその他これらに類するもの(浮き輪及びゴム製の手こぎボートなど、人の身体に接触したときに危害を及ぼすおそれのないものは除く)を乗り入れること。ただし、規則で定める目的で乗り入れる場合は、この限りでない。
- (5) 遊泳区域を示すブイ等にモーターボート、水上オートバイその他これらに類するものを係留すること。ただし、規則で定める目的で係留する場合は、この限りでない。
- (6) モーターボート、水上オートバイその他これらに類するものを、遊泳区域を示すブイ等から20mの範囲を走行させること。ただし、規則で定める目的で走行する場合は、この限りでない。
- (7) 酒に酔った状態で遊泳又は他人に迷惑をかけること。
- (8) 砂浜に車両(緊急車両及び海水浴場の管理運営上走行させる場合を除く)で進入すること。
- (9) 使用した物品を放置し、又はごみをみだりに投棄すること。
- (10) もり、やす、水中銃その他人の体に危害を及ぼすおそれがある器具を携行し、又は使用すること。
- (11) 海水浴場において、ドローン等の小型無人航空機の使用すること。ただし、規則で定める目的で使用する場合は、この限りでない。
- (12) 喫煙をすること(指定された喫煙場所は除く)
- (13) その他公衆の安全、衛生及び風俗を損なうような行為をすること。
- (14) その他町長が規則で定める行為

原則は、この8条の内容で決定していきたいとのことでした。しかし、バーベキューや入れ墨等については、南知多町内の各観光協会で見解が違うことも明らかになりました。今後、内海・山海・篠島・日間賀島の観光協会との地域ルールのすりあわせも必要になってくると思われます。

### (川柳コーナー)

#### 減る年金平和を願い募金する

ウクライナ募金が、皆さんから共産党に次々と届いています。全国で千億円を越し、集まった募金は「セフヤ国連高等弁務官難民事務所に届けられています。いるようにです。多くは納得できるものですが、皆さんのご意見をお寄せください。

「利用者も事業者も入れ墨の禁止」は今の時代妥当な条例でしょうか。「お店では飲んでも、砂浜で酒を飲ませない」としている他県の条例もあります。また、「音量ほどの程度まで規制するか」罰則規定がありません。どのように、町長は指導・勧告・規制をしていくのでしょうか。現在の南知多町の浜の様子を考え、安心・安全な海水浴の条件をみなさんで考えていきましょう。